

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2022年2月2日号
No. 695

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

期間中に正しい申告を

確定申告・町県民税申告

2月16日(水)～3月15日(火)

地区ごとの詳しい日程などは、「広報ひのおしらせ版1月7日号」をご覧ください。なお、日程表は役場窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】 役場住民課（電話 72-0333）

【住民課からのお知らせ】

マイナンバーカード休日時間外 交付、申請窓口について

マイナンバーカードの休日、時間外窓口を開設します。窓口利用には事前予約が必要です。

日時 ▼2月10日(木) 午後5時15分～午後7時30分まで▼
2月20日(日) 午前9時～午前11時30分まで

場所 役場住民課

内容 マイナンバーカードの交付および申請受付補助

申込み 2日前までに予約が必要です。予約人数に限りがありますので、お早めに申し込みください。

申込みおよび問合せ先 役場住民課（電話 72-0333）

【産業振興課からのお知らせ】

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します

町農業委員会の農業委員および農地利用最適化推進委員の改選に伴う募集を行います。

募集期間 2月16日(水)まで

募集人数 ▼農業委員 5人▼農地利用最適化推進委員 3人

申込み 推薦書または応募書等の提出書類に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。なお、提出書類はホームページからダウンロードするか、役場産業振興課、黒坂支所でも配布しています。

問合せ先 農業委員会事務局 担当 稲田（電話 72-2103）

【教育委員会からのお知らせ】

教育費の一部を援助する制度 (就学援助費) があります

町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対して、学用品費など教育費の一部を援助する制度（令和4年度就学援助費）があります。

希望する人は、2月18日(金)までに申請をしてください。

対象世帯 町県民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、失業などにより収入が著しく減った世帯など

申請方法 申請書と必要な添付書類を、在籍する学校に提出してください。小学校入学予定者は、教育委員会事務局にご相談ください。なお、申請書は学校および教育委員会事務局にあります。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 三好（電話 72-2107）

令和4年度町学校給食用米 納入業者募集について

安心・安全で、おいしい給食を提供するため、令和4年度日野町学校給食用米の納入業者を募集します。

募集締切日 2月22日(火) 必着
提出場所 役場教育委員会事務局
※申込書は教育委員会事務局または役場黒坂支所窓口にあります。

納入業者資格 次の条件をすべて満たす生産者または生産団体

①鳥取県特別栽培農産物生産登録を受けて、町内で特別栽培米コシヒカリを生産していること

②米の品質を保持するための専用の保管庫を所有し、適正に管理していること

③週に一度給食センター米庫に納品できること（年間使用見込み数量は、3,300kg程度の予定）

納入業者の選定および契約

申込書を教育委員会事務局へ提出してください。申込者の施設などを確認の上、入札を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 大岩（電話 72-2107）

令和4年度町学校給食用物資 納入業者募集について

安心・安全で、おいしい給食を提供するため、令和4年度日野町学校給食用物資の納入業者を募集します。

募集締切日 2月22日(火) 必着
提出場所 役場教育委員会事務局
※申込書は教育委員会事務局または役場黒坂支所窓口にあります。

納入業者資格

①日野町学校給食用物資納入業者（米以外）募集要項の内容に承諾した生産者または業者（要項は教育委員会事務局窓口に設置してあります）

②日野町立学校給食センターへ物資を搬入すること

納入業者の選定および契約

申込書を教育委員会事務局へ提出してください。申込者を選定後、2月28日(月)までに通知を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 担当 大岩（電話 72-2107）

【そのほかのお知らせ】

小さな掛け金・大きな補償 スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は、スポーツや文化、ボランティア活動などの団体活動を行うのに最適な保険です。

対象となる事故 グループ活動中の事故、往復中の事故※4人以上の団体・グループで加入ください。

保険期間 令和4年4月1日午前

0時～令和5年3月31日正午まで
補償内容 補償内容は、加入区分によって異なります。詳しくは、ホームページなどをご覧ください。

問合せ先 スポーツ安全協会鳥取支部（電話 0857-26-7802）

（URL:<https://www.sportsanzen.org>）

西部消防局からのお知らせ

3月11日（金）、NTTによる電話交換機工事が行われるため、

西部消防局管内において午前1時から午後2時までの間で約3分間、119番通報がつながらなくなります。

この時間帯に119番通報をしてもつながらない場合は、119番をかけ直すか、西部消防局指令課（電話 0859-35-1960）におかけください。

問合せ先 西部消防局指令課（電話 0859-35-1960）

【健康福祉課からのお知らせ】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付します。

【給付金の額】 1世帯あたり10万円。住民税非課税世帯と家計急変世帯の重複受給はできません。

※基準日（令和3年12月10日）以降に世帯分離の届け出があっても同一世帯とみなします。

【支給対象世帯】

①住民税非課税世帯

▼世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護世帯を含む）

※世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養となっている場合は対象外

※世帯の中に未申告者がいる場合、申請前に税の申告を役場住民課で行う必要があります。

※修正申告等により令和3年度住民税が課税から非課税になった場合、町へ申請が必要です。

非課税から課税になった場合は対象外となり、すでに非課税世帯として受給していた場合、給付金は返還となります。

《申請書類の送付》

基準日（令和3年12月10日）時点で住民登録がある対象世帯に対し、2月上旬から「確認書」を郵送します。発送から3カ月以内に返送してください。※令和3年1月2日以降、基準日までに転入された非課税世帯は申請が必要です。基準日以降に転入された非課税世帯は、基準日に住民票がある市町村で受給します。

②家計急変世帯

▼新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員それぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税水準相当額以下となる世帯 ※新型コロナと関係がない収入減少は対象外

《申請方法》 給付を受けるためには申請が必要です。申請書、申請者本人の本人確認書類、世帯が分かる住民票の写し、給与明細など収入が分かる書類などを提出してください。

《申請期限》 令和4年9月30日（金）まで

《判定方法》 令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1カ月の収入を年収に換算し、世帯全員が住民税非課税水準相当額以下か判定。任意の1カ月は申請月に可能な限り近い月。

※収入の種類は給与、事業、不動産、年金。遺族・障がい年金など非課税の公的年金は含まない。

③配偶者からの暴力（DV）を理由に避難されている方

▼居住地に住民票がない場合でも独立した世帯とみなし、①または②の対象者である場合は給付金を受け取ることができます。申請手続きが必要です。

【支給方法】 原則、世帯主の口座へ振込。口座を開設していない場合などは、役場健康福祉課にご相談ください。

給付金を装った詐欺に注意！

町からATMの操作や手数料などの振込を求めることはありません。不審な電話がかかってきたときは、黒坂警察署へご連絡ください。

【問合せ先】 役場健康福祉課 担当 吉原（電話 72-0334）

